



まんのう町のカリンの収穫が賑わしいこの頃、リバーキーパーズの皆様方におきましてはますますご健勝のことと存じます。これからの季節、のど飴などでよく口にするカリンですが、カリンと言えばまんのう町の町木であります。その歴史は古く、空海が821年に唐から持ち帰ったと伝えられています。

今回は、「土器川の不法投棄」と「刈草の現地焼却(野焼き)」についてお知らせします。

キーワード: 土器川の不法投棄

○概要

土器川の不法投棄の状況を整理してみました。

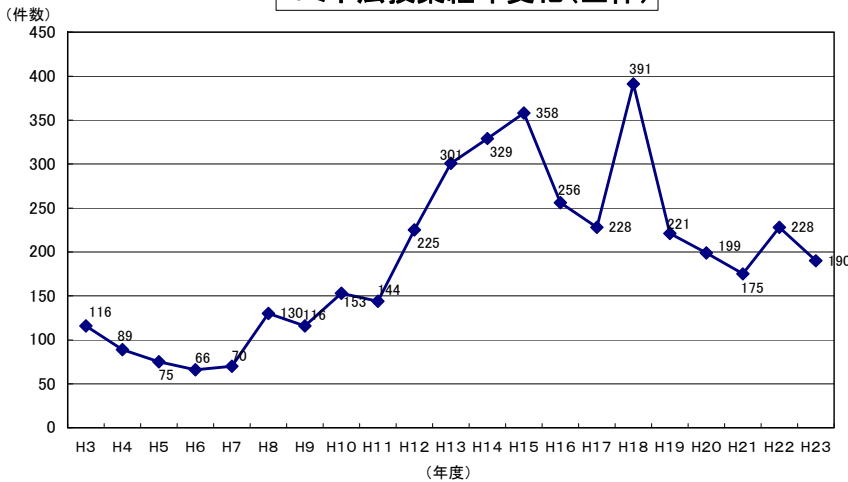
昨年度は190件のゴミ不法投棄が報告されており、一時期よりも少なくはなりましたが、なかなか減らないのが現状です。イベントやボランティア団体により土器川の清掃活動をしている一方で、不法投棄をする人がいるのも事実です。内訳の中でも可燃ゴミが多いですが、その可燃ゴミの1/4がバーベキュー等で発生したゴミや花火が占めています。土器川を利用するにあたってはゴミの持ち帰りにご協力頂けるよう、お願いします。

「河川法施行令」によれば不法投棄を行い河川を損傷した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課せられることがあります。

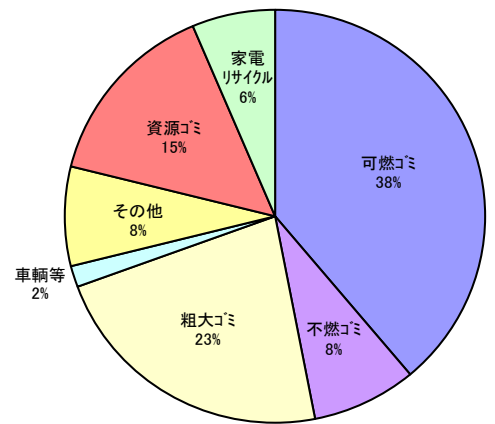
みなさん。地域ぐるみで土器川のゴミを減らしましょう！



ゴミ不法投棄経年変化(全体)



平成23年 ゴミ不法投棄内訳



○不法投棄の一例



バーベキュー時のゴミ



自転車



家電製品

キーワード: 刈草の現地焼却(野焼き)



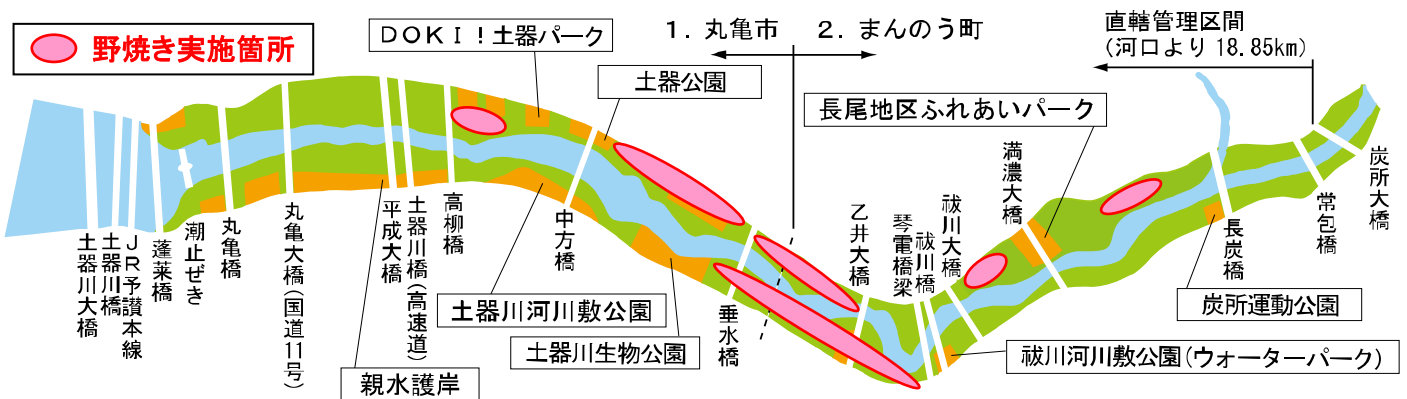
○概要

土器川では、堤防の維持管理で発生する刈草を平成10年頃までは焼却処理していましたが、環境意識の高まりから平成10年以降一般廃棄物処理としていました。近年の社会情勢から維持管理についても大幅なコスト削減が求められている中で、この現地焼却を復活させようと平成22年度より土器川の維持管理で発生する刈草の現地焼却を実施しています。

○実施時期および実施箇所

刈草ロール(リバーキーパーズ通信No.89参照)に適さない草であることと、背後地に人家が少ないことを選定条件として、以下に示した土器川沿川の6箇所、今年度は10月中旬から12月下旬にかけて野焼きを実施する予定です。

実施面積は6箇所あわせて約69,000 m²で、除草面積全体の約8%です。



○実施状況



○総括

昨年度、刈草の現地焼却により一般廃棄物等の軽減化を図り、コストの削減を行いました。天候や河川の利用状況を考慮しながら近隣の皆様に影響のないよう、刈草の現地焼却を継続的に取り組んでまいりたいと考えていますので、皆様のご理解をよろしくお願いします。

土器川リバーキーパーズ通信は、皆様のご意見・ご質問に河川管理者としてお答えしていくものです。土器川に関して、気になっていること、わからないことなど、どしどしとご意見をお寄せください。

土器川リバーキーパーズに関するお問合せは



国土交通省四国地方整備局
香川河川国道事務所 <http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/>

〒760-8546 高松市福岡町4-26-32
TEL:087-821-1623(計画課直通) FAX:087-821-1713

